

各種相談



お気軽にご相談ください

※秘密は厳守します

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合もありますので、ご注意ください。

	相談名	とき	ところ	備考・予約先・問合せ	内容	相談員	予約
暮らし	法律	5月7日(木)、第2～4水曜日 午後1時～4時 (1日12人、1人1回約30分間)	市役所 3階相談室	市民協働課 (☎334-1550)	遺産相続、離婚、不動産など さまざまな法律問題	弁護士	要
	行政	第2水曜日 午前9時30分～11時30分	まつばら テラス(輝)		国の行政に関する意見など	行政相談員	
	司法書士	第3木曜日 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)	市役所 3階相談室	市民協働課(☎334-1550) 先着6人、予約は5月12日(火) 午前9時～	不動産の譲渡や相続、会社や法人の登記、地代・家賃などの供託、140万円までの民事紛争など	司法書士	
	国民健康保険料の納付と相談(日曜窓口)	5月24日(日) 午前10時～午後5時	保険年金課(☎337-3123)		国民健康保険料の納付、相談に関すること	市職員	
	市税の納付と相談(夜間窓口)	6月1日(月)午後5時30分～8時	納税課(☎337-3122)		市税の納付、相談に関すること		
	福祉総合	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	福祉総務課(☎337-3116) 電話相談可		福祉サービス、生活、健康・医療、住宅、見守りなどに関する こと	コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)	不要
	生活困窮者自立 総合生活		はーとビュー(☎332-5705)		生活や就労に関する こと	支援相談員	
	心配ごと	毎週水曜日 午後1時～4時	市役所東別館	松原市社会福祉協議会 (☎333-0294)	日常生活での悩みや心配ごと	民生・児童委員	
	消費生活	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～5時	市役所6階消費 生活センター	消費生活センター(☎337-3080 産業振興課)	業者との消費生活に関わる トラブルに関する こと	消費生活相談員	
	個人向け借金問題	5月28日(木)午後5時～8時 (1人1回約45分間)		産業振興課 (☎337-3112) 予約は5月1日(金)午前9時～	ヤミ金、連帯保証、悪質商法による被害などに関する こと	弁護士	
健康	からだの健康 栄養	5月20日(水) 午後1時15分～2時30分	市立保健 センター	地域保健課 (☎337-3126)	生活習慣病などに関する こと	医師、保健師など	要
	歯科	6月23日(火) 午後1時30分～2時45分			口腔内のさまざまな問題に関する こと	歯科医師、 歯科衛生士	
	禁煙				禁煙の支援に関する こと	保健師、看護師など	
	こころとからだの なんでも健康相談 (育児の事を含む)	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	地域保健課(☎337-3126)		健康、食事、育児に関する こと	保健師、看護師、 管理栄養士など	
	仕事	労働	予約受付は月～金曜日 午前9時～午後5時30分	各社会保険労務 士事務所	産業振興課 (☎337-3112)	働く上でのトラブルや悩みに 関する こと	
就労		月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所6階雇用 就労支援セン ター			働く意欲がありながら、さまざま な問題で就労できずに悩んで いる人の就労に関する こと※就職のあつせんは行って いません	地域就労支援 コーディネーター
		若者自立・就労	5月27日(水) 午後1時～5時	市役所 相談室	南河内若者サポートステ ーション(☎0721-26-9441)	若者(15歳～49歳)の就労と自 立に関する こと※就職のあつせんは行って いません	南河内若者サポート ステーション職員
子育て・教育		家庭児童	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	子ども未来室	子ども未来室(☎337-3118)電話相談可	子ども(18歳未満)、家庭に関する こと	心理士など
	ひとり親	毎週木曜日 午後3時～7時	総合福祉会館	総合福祉会館 (☎336-0805)	離婚前(18歳未満)の子どもが いる家庭、母子、父子家庭に 関する こと	市職員など	
	進路	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー(☎332-5705)		進学・就学、奨学金に関する こと	市職員	
女性	女性	第1・3木曜日 午前9時30分～午後0時30分	はーとビュー	はーとビュー(☎332-5705)人権交流室(☎337-3101)一時保育あり(有料、要予約)。	女性が抱える不安や悩みごと (職場や家族、パートナー、友人などのさまざまな生きづらさ に対するカウンセリング)	女性 カウンセラー	要
第2・4木曜日 午後1時30分～4時30分	人権交流室						
若者	青年自立	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー(☎332-5705)		ひきこもり、人間関係が苦手 など生きづらさを抱える青年 (15歳以上～概ね40歳)の自立 に関する こと	青年自立支援 相談員、市職員	不要
人権	人権	第2・3金曜日 午後2時～4時	人権交流室(☎337-3101)		人権問題(差別待遇、プライバシー関係、近隣トラブルなど) に関する こと	人権擁護委員	要
		月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー(☎332-5705)			人権擁護士	不要